

## 国立大学法人東京海洋大学経営戦略室 I R チームについて

令和5年10月3日

経営戦略室長裁定

改正 令和6年5月28日

### (趣旨)

第1 国立大学法人東京海洋大学経営戦略室について(令和5年7月27日学長裁定, 以下「学長裁定」という。)第7第1項の規定に基づき, 国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。)の経営及び教育研究に係る情報の収集及び分析を行うため, I R チームを置く。

### (構成)

第2 I R チームは, 次の各号に掲げるチームにより構成する。

- 一 教学 I R チーム
- 二 研究 I R チーム
- 三 人事 I R チーム
- 四 財務 I R チーム

2 前項に掲げるもののほか, 経営戦略室長(以下「室長」という。)が必要と認めるときには, 特定の業務を担当する I R チームを置くことができる。

### (任務)

第3 I R チームは, 次の各号に掲げる情報の収集、分析及び提供を行う。

- 一 本学の法人戦略, 大学戦略等の策定に必要な情報
- 二 本学の法人評価, 大学評価等に必要な情報
- 三 本学の教育, 研究, 社会貢献の質の向上等に必要な情報

2 I R チームは, 前項に掲げるもののほか, その他必要な業務を行う。

### (組織)

第4 各 I R チームに主査を置き, 理事又は副学長のうちから室長が指名する。

2 主査は, 各 I R チームの業務を総括する。

3 各 I R チームにチーム構成員を置く。

4 チーム構成員は, 次の各号に掲げる者のうちから, 主査の推薦に基づき室長が指名する。

- 一 学長裁定第4第1項第2号から第7号に掲げる者
- 二 その他本学の教職員

5 前項第2号の者の任期は, 2年を超えない範囲で室長が定める期間とする。ただし, 再任を妨げない。

### (情報の提供等)

第5 室長は、第3第1項各号に掲げる本学の情報について、当該情報を管理する者（以下「管理者」という。）に提供を求めることができる。

2 前項の管理者は、情報の提供に努めるものとする。

3 情報提供の方法については、関係法令及び学内規則等に留意し、室長と管理者が協議し定めるものとする。

#### （情報の管理）

第6 IRチームは、収集した情報の管理に当たっては、国立大学法人東京海洋大学情報セキュリティポリシー（平成20年2月5日制定）その他関連する規則等を遵守しなければならない。

2 収集した情報における個人情報の取扱いについては、国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則（平成17年海洋大規第268号）の定めるところによる。

#### （情報の利用の制限）

第7 収集した情報は、室長が特に必要と認める場合を除き、第3第1項各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

#### （庶務）

第8 IRチームの庶務は、総務部企画評価課の協力を得て、当該チームが取り扱う業務を所掌する部課等において処理する。

#### （雑則）

第9 この定めによるもののほか、IRチームに関し必要な事項は、室長が別に定める。

#### 附 則

1 この取扱いは、令和5年10月3日から施行し、令和5年7月27日から適用する。

2 この取扱いの施行後に最初に指名される第4第4項第2号の者の任期は、第4第5項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。

3 この取扱いは、学長裁定第11に規定するチームの解散した日に、その効力を失う。

#### 附 則

1 この取扱いは、令和6年5月28日から施行する。

2 この取扱いの施行の際、現に任命されている第4第4項第2号の者の任期は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。